

仙台弁護士会主催講演会 2022年11月26日(土曜日)

変わりゆく家族像

——選択的夫婦別姓と同性婚の実現に向けて

東北大学名誉教授・弁護士(東京弁護士会)

ジェンダー法政策研究所共同代表

元内閣府男女共同参画会議員

辻村みよ子

はじめに・・・歴史的・理論的・比較法的アプローチ

I 現代家族の変容と多様化

(1) 家族の定義

近代家族と現代家族

⇒ 典型的な家族像

1970～80年代 核家族：夫婦と子供からなる

⇒ 21世紀の家族：多様化・・・フランスとの比較

親族・親等図



I 現代家族の変容と多様化（歴史的視点）

(2) 近代家族：近代国民国家形成時の二つの機能

① 国家による国民統合の装置 ← → ② 防波堤の機能

「公私二元論」・「外に対する自由・平等と内なる差別」・「家父長制と性支配」・・・ 形式的平等、女性の隷属

(3) 現代家族の特徴と変容

男女平等、婚姻の自由の確立（個人主義的家族観）、法律婚による家族の保護 → 「公序」としての家族から個人の幸福追求の場としての家族

(4) 新たな課題：同性婚・代理出産等

→ フランスとの比較

Ⅱ 日本における家族の展開と憲法24条

(1) 明治憲法下の家族法制

1868 明治維新、1870年代 自由民権運動

1889(明22) 大日本帝国憲法 家族規定なし

1890(明23) ボアソナード民法←ナポレオン法典の影響

1898(明31) 明治民法「家制度」確立、妻の無能力

(2) 1946(昭21)年11月 日本国憲法制定公布

1947(昭22)年12月 民法親族・相続法改正公布,
家制度廃止, 家督相続廃止

(2) 憲法制定過程:

マッカーサー草案23条、ベアテ・シロタ草案

「家族(family)は、人類社会の基礎であり、その伝統は、よきにつけ悪しきにつけ、国全体に浸透する。…婚姻と家族とは、両性が法律的にも社会的にも平等であることは当然であるとの考えに基礎をおき、親の強制ではなく相互の合意に基づき、かつ男性の支配ではなく両性の協力に基づくべきことを、ここに定める。

…配偶者の選択、財産権、相続、本拠の選択、離婚並びに婚姻および家族に関するその他の事項を、個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って定める法律が制定されるべきである」

* 1993年5月[憲法学者との会合]

* 1995年5月『1945年のクリスマス』

(柏書房)出版～2012年12月30日逝去

2013年『世界』4月号、辻村＝古関対談「ベアテさんを偲んで」



* 2004年3月21日パリ日本文化会館「シロタ家の20世紀」記念講演会

帝国議会での議論

家族の社会化

家制度の擁護

日本国憲法(1946年公布、
1947年施行)

13条前段 「すべて国民は
個人として尊重される」(個
人の尊重・個人主義原理)
幸福追求の権利

24条2項 「個人の尊厳と
両性の本質的平等」⇒人間
としての個人の尊厳と自己
決定権

家族の個人化—
個人尊重主義的家族観

民法(親族・相続編)改正
1947年7月国会提出、
12月成立、48年1月施行
家制度・戸主の廃止、家
督相続の廃止と均分相続
の確立

⇒憲法24条 「柔軟性」と「先取り性」

日本国憲法(1946年公布、1947年施行)

13条前段 幸福追求の権利

「すべて国民は個人として尊重される」
(個人の尊重・個人主義原理)

24条2項

「個人の尊厳と両性の本質的平等」

⇒比較憲法的にも重要(ベアテ・シロタ草案の意義)

⇒人間の尊厳と自己決定権

憲法13条・14条・24条の関係

13条 個人の尊重、
婚姻の自由、幸福
追求権（自己決定
権・家族形成権）
同性婚？

14条
法の下での平等原則
性差別の禁止

24条1項 婚姻の自由、夫婦の同権
2項 個人の尊厳←13条
両性の本質的平等（立法の指針）←14条
法律婚主義＋個人の幸福？

(2) 戦後の改憲論の展開と家族規定

憲法1条(天皇制)・9条・24条(家族)改正案が中心

- ▶ 「極端な個人主義の立場から、家族という観念の抹殺を図ったのは行き過ぎである」(1954年)
- ▶ 「第24条の規定は、家庭の保護、育成をうたっておらず、改正を要すると考える。」(1982年)
- ▶ 「婚姻・家族における両性平等の規定(現憲法24条)は、家族や共同体の価値を重視する観点から見直しすべきである」(2004年プロジェクトチーム論点整理)

[2012年4月 自民党憲法改正草案]

13条 すべて国民は、人として尊重される。

24条1 家族は、自然かつ基礎的な単位として、尊重される。
家族は互いに助け合わなければならない。

Q&A

- ①世界人権宣言16条3項を参考にしたもの
- ②「訓示規定として定めたものであり、家族の形について国が介入しようとするものではありません」

Ⅲ 結婚・家族の現状—多様化「もはや昭和ではない」

男女共同参画白書令和4年版、2022年6月14日閣議決定

特集「人生100年における結婚と家族」

「ひとり親世帯・単独世帯の増加等、家族の姿が変化しているにもかかわらず、男女間の賃金格差や働き方の慣行、人々の意識、様々な政策や制度等が、依然として戦後の高度成長期、昭和時代のままとなっている」

平均寿命 女性87.71歳、男性81.56歳、
(死亡年齢最頻値は女性93歳、男性88歳)「まさに人生100年時代」
「もはや昭和ではない」

- ・サラリーマンの夫と専業主婦の妻と子供、3世代同居は減少
単身世帯が増加 ⇒ 家族が多様化

(男女共同参画白書(令和4年版)より、以下19まで同様)

男女の寿命

	女性	男性
90歳時生存割合	52.6%	28.1%
95歳時生存割合	27.9%	10.5%
平均寿命	87.71歳	81.56歳
死亡年齢最頻値	93歳	88歳
100歳以上の人口	69,757人	9,766人
105歳以上の人口	5,800人	715人

- (備考) 1. 100歳以上の人口及び105歳以上の人口については総務省「令和2年国勢調査」、その他については厚生労働省「第23回生命表」より作成。
2. 「死亡年齢最頻値」は死亡者が最も多い年齢。

近年(2015~2019年)は、婚姻件数は約60万件、離婚件数は、約20万件と、離婚件数は婚姻件数の約3分の1で推移。コロナ下の2020年以降は、婚姻件数は2020年52.6万件、2021年51.4万件(速報値)と、戦後最少。

○ 30歳時点の未婚割合は、2020年時点で、女性は40.5%、男性は50.4%。

○ 50歳時点で配偶者のいない人の割合は、2020年時点で男性約3割。

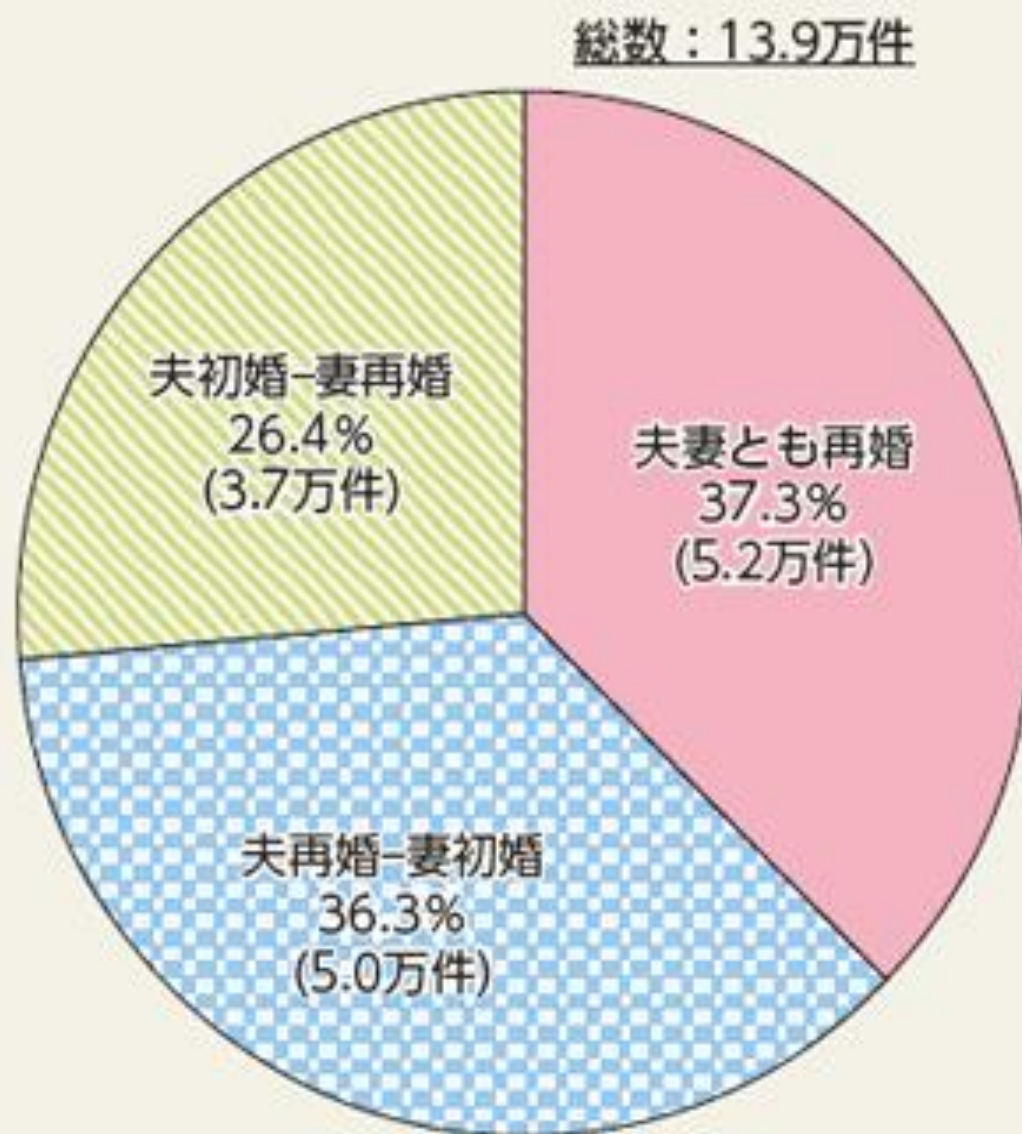
○

「雇用者の共働き世帯」は増加傾向にある一方、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」は減少傾向。

○ 1980年から2020年にかけて、20歳以上の女性の単独世帯は3.1、男性の単独世帯は2.6倍に増加。

○ 就業している単独世帯では、世帯所得300万円未満の世帯は、女性は53.3%、男性は31.9%。女性の場合は200~299万円に分布が集中。

特-2図 夫妻の初婚—再婚の組合せ別再婚件数・割合（令和2（2020）年）

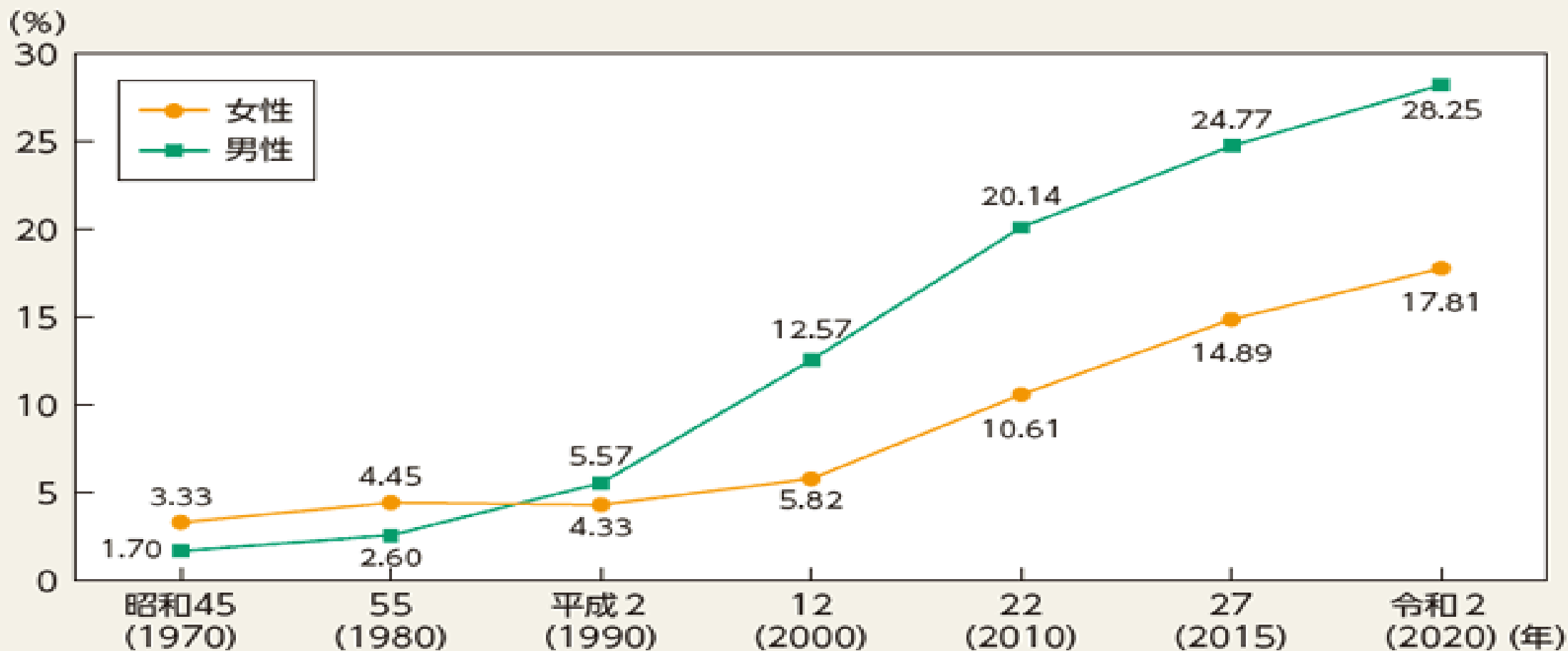


（備考）厚生労働省「人口動態統計」より作成。

①生涯未婚率の推移

計算式 生涯未婚率 = (「45～49歳の未婚者数」÷(「45～49歳総数」
-「45～49歳配偶関係不詳数」) + 「50～54歳の未婚者数」
÷(「50～54歳総数」-「50～54歳配偶関係不詳数」)) ÷ 2

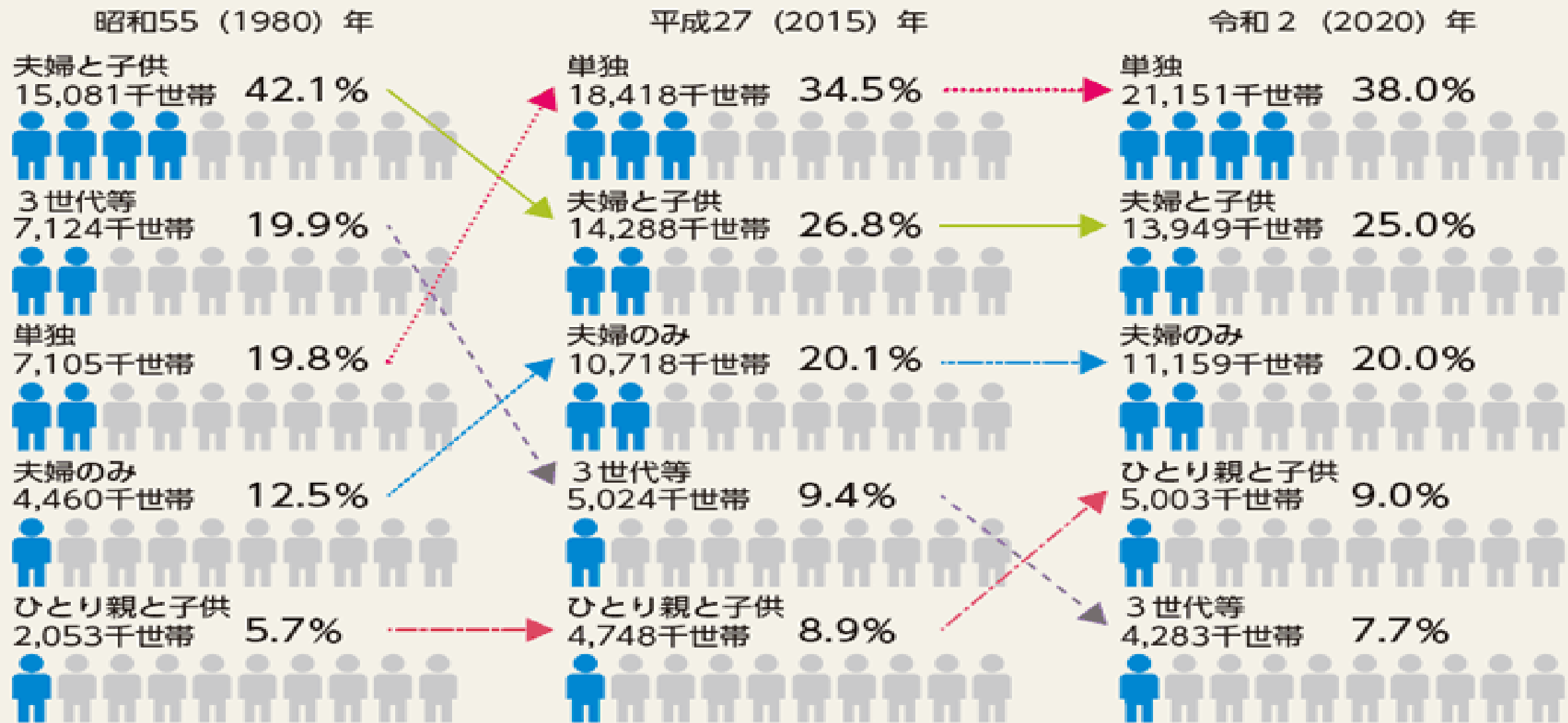
特-4図 50歳時の未婚割合



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 (2022)」より作成。

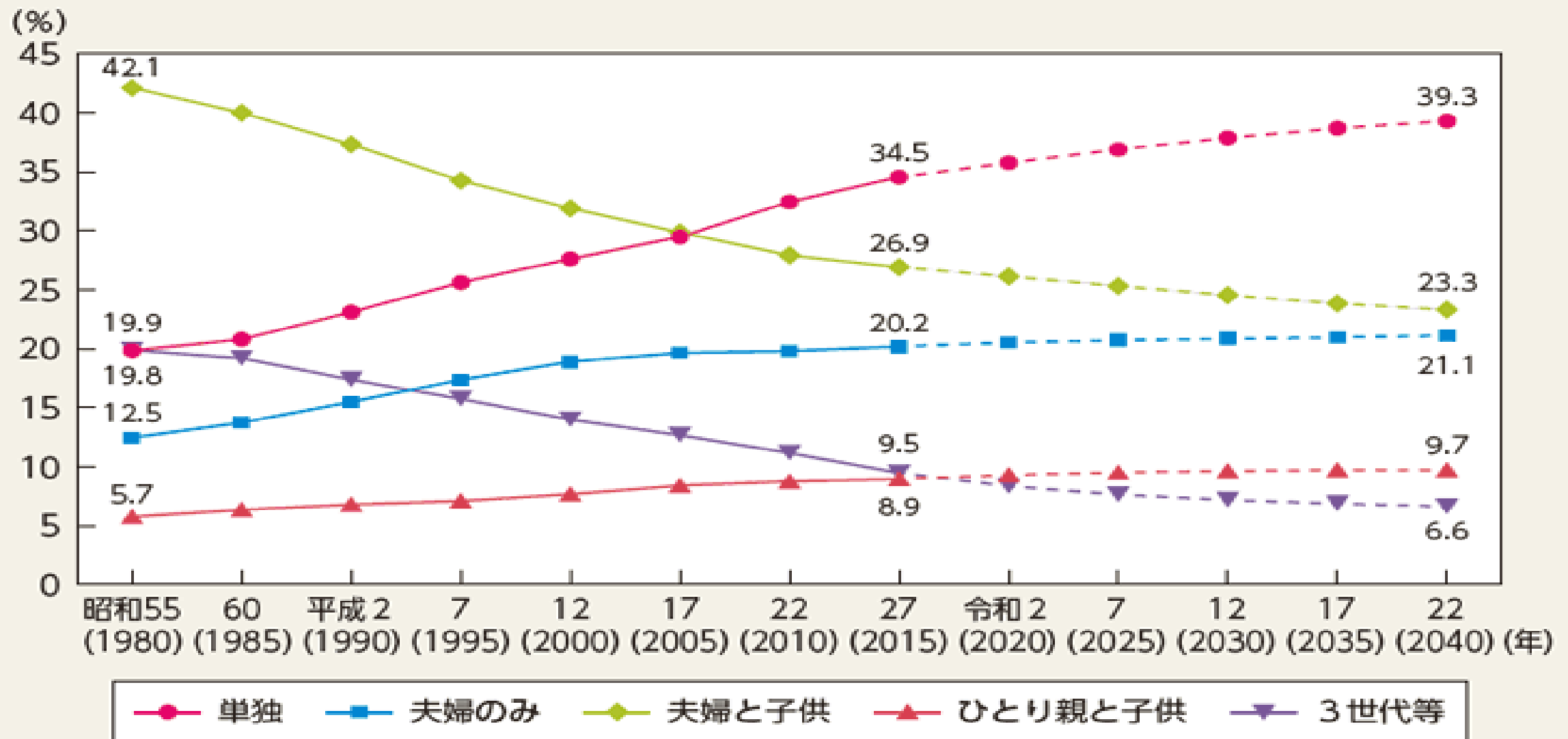
2. 「50歳時の未婚割合」とは、45～49歳の未婚割合と50～54歳の未婚割合の平均値。

特-5図 家族の姿の変化



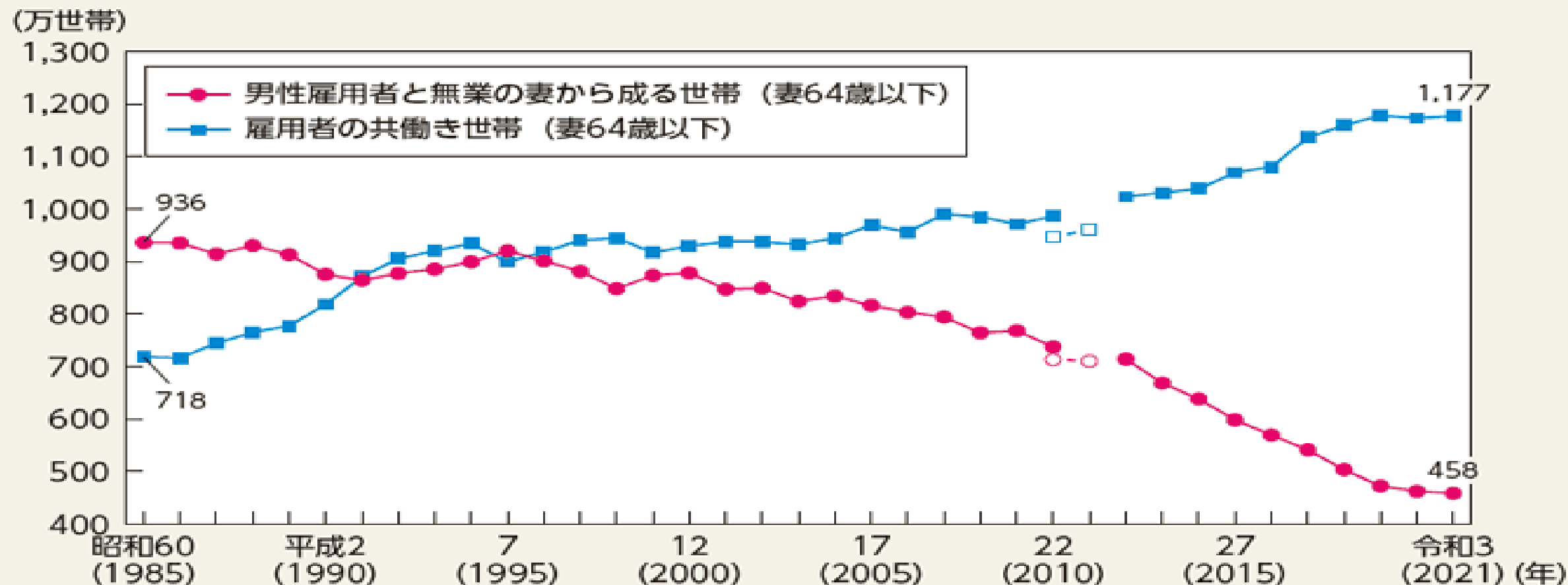
- (備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。
 2. 一般世帯に占める比率。施設等に入っている人は含まれない。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。
 3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。

特-6図 世帯の家族類型別構成割合の推移



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計 (全国推計)」(2018 (平成30) 年推計) より作成。
 2. 一般世帯に占める比率。「3世代等」は、親族のみの世帯のうち核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。
 3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。
 4. 平成27 (2015) 年は家族類型不詳を案分した世帯数を基に割合を計算している。令和2 (2020) 年以降は推計値。

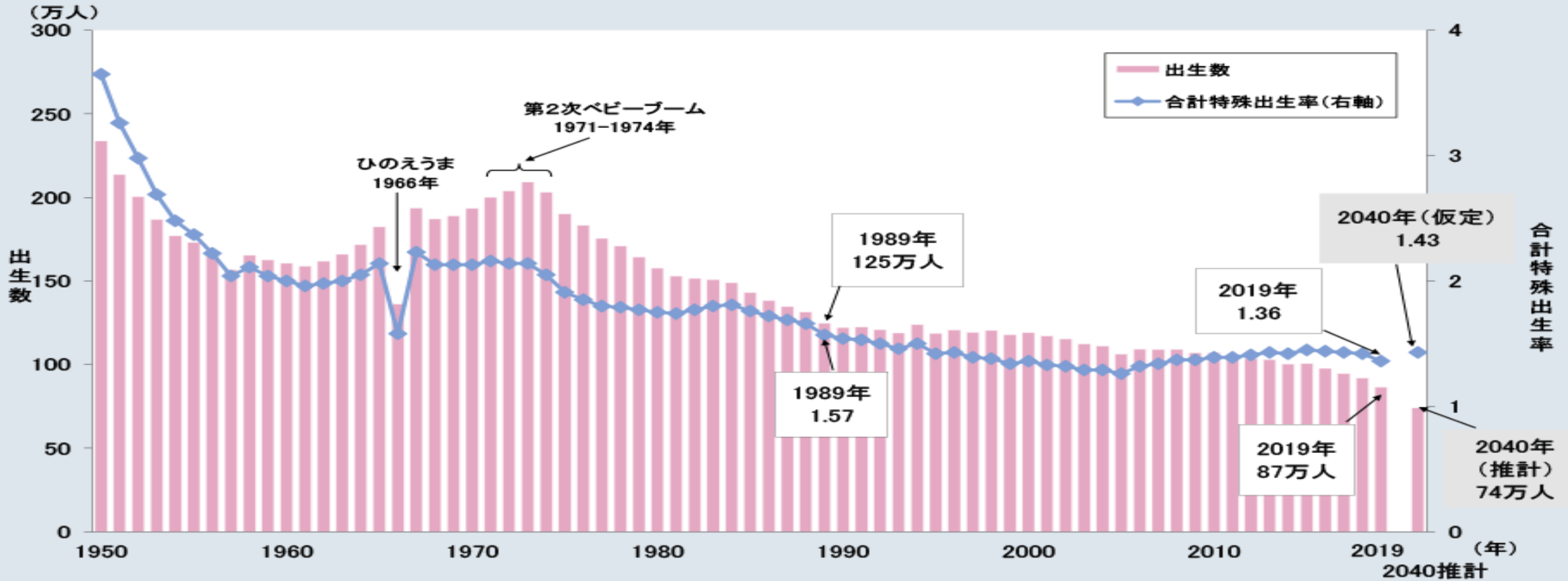
特一7図 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）



- (備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

②出生数と合計特殊出生率の推移 (少子化社会対策白書令和2年版)

図表 1-1-7 出生数、合計特殊出生率の推移



資料：2019年までは厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」(2019年は概数)、2040年の出生数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」における出生中位・死亡中位仮定による推計値。